

社会福祉法人恵久会

評議員・役員報酬および費用弁済規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵久会（以下「法人」という。）の評議員、理事及び監事の報酬および費用弁済に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は、無報酬とする。

2 理事長を除く理事及び監事の報酬は、無報酬とする。ただし、理事が職員であり職員として給与の支給を受けている場合は、就業規則、給与規程に基づきこれを支払う。

3 理事長の報酬は、評議員会において各年度の総額が6,600,000円を超えない範囲で算定した額を、報酬として支給することができる。

(支払日)

第3条 報酬は、毎月15日に指定口座への振込みにより支給する。ただし、支払日が金融機関の休業日にあたる時は、前営業日に支給する。

(費用弁済)

第4条 評議員、理事又は監事が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、別に定める旅費規程による。

(改正)

第5条 この規程の改定については、評議員会の決議を要する。

附則

この規程は、平成25年2月4日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から一部改定し施行する。

社会福祉法人恵久会理事長報酬支給基準

1. この報酬支給基準は、定款第 21 条第 1 項、評議員・役員報酬および費用弁済規程第 2 条第 3 項により定めるものである。
2. 報酬は、経験、勤務成績、貢献度、理事長の意向等を勘案し、報酬額表により算定することができる。

報酬額表

号俸	月 額 円	号俸	月 額 円	号俸	月 額 円
0	0	20	200,000	40	400,000
1	10,000	21	210,000	41	410,000
2	20,000	22	220,000	42	420,000
3	30,000	23	230,000	43	430,000
4	40,000	24	240,000	44	440,000
5	50,000	25	250,000	45	450,000
6	60,000	26	260,000	46	460,000
7	70,000	27	270,000	47	470,000
8	80,000	28	280,000	48	480,000
9	90,000	29	290,000	49	490,000
10	100,000	30	300,000	50	500,000
11	110,000	31	310,000	51	510,000
12	120,000	32	320,000	52	520,000
13	130,000	33	330,000	53	530,000
14	140,000	34	340,000	54	540,000
15	150,000	35	350,000	55	550,000
16	160,000	36	360,000	—	—
17	170,000	37	370,000	—	—
18	180,000	38	380,000	—	—
19	190,000	39	390,000	—	—